

特定生産緑地の指定

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面積	図面番号
第 71 号生産緑地地区	北区船堂町二丁地内	約0.05 ha	1 / 7
第 260 号生産緑地地区	西区鳳西町三丁地内	約0.07 ha	2 / 7
第 698 号生産緑地地区	中区大野芝町地内	約0.06 ha	3 / 7
第 709 号生産緑地地区	中区福田地内	約0.04 ha	4 / 7
第 711 号生産緑地地区	中区深阪五丁地内	約0.05 ha	5 / 7
第 718 号生産緑地地区	東区関茶屋地内	約0.11 ha	3 / 7
第 721 号生産緑地地区	東区丈六地内	約0.05 ha	6 / 7
第 1111 号生産緑地地区	北区新堀町一丁地内	約0.12 ha	7 / 7
合計 8地区		約0.55 ha	

※合計は各地区の㎡単位で計算したものをhaに変換した値